

中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年中井町条例第23号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	中井町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年中井町条例第23号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年9月28日条例第15号）別表第1第2項 中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年中井町条例第23号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第1条	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年中井町条例第23号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の（福祉の増進）を図ることを目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もつて、ひとり親家庭等の（福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年中井町条例第23号） 中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成3年中井町規則第13号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号 [※]	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 ^{※1}	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条1項 中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項第1号及び第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2		
---------	--	--

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条1項 中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項第2号及び第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項 中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h4	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項 中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例第3条第1項 中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項第3号、第4号、第5号及び第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年06月06日
独自利用事務の対象者	こどもとその母または父
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2024年06月12日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	